

近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度第1回）

議事録

日時：平成20年7月15日（火）13：30～17：15

場所：大阪商工会議所 4階 401号会議室

大戸川ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業、猪名川総合開発事業、川上ダム建設事業、丹生ダム建設事業にかかる審議について

（委員）

ダム事業を実際に行うということは、誰がどの段階で決めるのですか。

（事務局）

まず整備局長が河川整備計画において水系全体での事業メニューを定め、その後、事業実施主体と関係者が調整を行い、費用負担や工期等を決めた上で基本計画で大臣が決めることになっております。

（委員）

河川整備計画が定まっていなくてもかかわらず、用地買収やいろいろな工事を行うことについて、これはどんな関係になっているのですか。

（事務局）

例えば大戸川ダムであるとか天ヶ瀬ダム再開発については、既に一度は大臣において基本計画が策定されており、既に事業実施中のダムでございます。ところが、利水の撤退等により、目的が変わるので事業内容も変更する必要がある場合は変更するということで、これまで調整をしているという状況でございます。

（委員）

過去に一度計画が確定していたが、途中変更が生じた結果、現在の形になっていると理解すればいいわけですね。

（事務局）

はい。

（委員）

教えてほしいのですが、事業着手にOKが出た時点と現行の見直し時点での基本高水位は変わっているのか、いないのか、ということが第1点。それから第2点は、現行の河川整備基本方針における淀川本川の計画高水流量12,000m³/sを確率洪水で言えばどの程度の大きさかということ。もう一つ、利水等が撤退したからといって、洪水対策計画そのものは変わっていないのではないのか。それが今なぜ見直されなければいけないのか。この3点をお願いします。

(事務局)

昭和46年に工事实施基本計画ができて、淀川本川の枚方地点において基本高水が17,000m³/sと決められております。それを上流の洪水調節施設でコントロールすることで、12,000m³/sとなります。その後、平成19年8月に工事实施基本計画を見直すこととしたが、枚方地点の基本高水は17,000m³/sの12,000m³/sで変わっておりません。現在の水文データを用いても淀川本川については変わっていないという状況でございます。

大戸川ダムは洪水調節機能は基本的に変わっておりません。余野川ダム自身の洪水調節機能も変わっていないわけですが、それを代替するものとして河道掘削を実施すれば経済的に済むので、事業計画の変更を考えているところでございます。ですから、ダム自身が持っている治水計画というものは、すべてほとんど変わっていない状況でございます。利水の撤退に伴う周りの共同事業者との関係において、経済性が不利になったりすることで見直している場合が、ここで言えば余野川ダムのケースになっています。

(事務局)

河川整備基本方針は、淀川水系全体だと概ね200年に1回の洪水を対象としており、その基本高水が17,000m³/sで計画高水が12,000m³/s。これは工事实施基本計画を踏襲しています。その中で、その差し引き分の5,000m³/sをどこかのダムや遊水地へためるといことまで基本方針で決まっていますので、これも基本方針の中では最終的に全部やるべき事業です。

河川整備計画というのは投資できる予算も考えて、概ねここ30年程度で緊急に整備するのは何かというのを選び出すものですので、要る、要らないではなくて優先順位が高いか低いかで整備をしているということ。猪名川の治水は、将来は河道改修もダムも両方要るけれども、当面30年であれば河道改修を先行したほうが経済的に有利であるから、そちらを先にしてダムを後にするということで、代替してダムが要らなくなっているというわけではございません。そこだけ補足させていただきました。

(委員)

琵琶湖総合開発計画というのが何年か前に完了しましたですね。その治水対策と琵琶湖での全貯水量の変更があって、総合開発計画の事業が進んだと思うのですが、今の各水系の洪水量のコントロールのやり方と、琵琶湖総合開発計画の考え方というのはどういうふうにドッキングしているのでしょうか。

(事務局)

まず、洪水についてですが、洪水については琵琶湖から瀬田川、宇治川を通る川筋で見ますと、一番下流にあるのが天ヶ瀬ダムになります。ですから、宇治川なり淀川本川に対しては、天ヶ瀬ダムでどう調節するかということで洪水の決着が決まる。その上に、天ヶ瀬ダムそのものの貯水池と琵琶湖があるわけですが、琵琶湖は自然の調節機能を大変大きく持っておりますので、これを最大限有効に活用しよう。現実には、天ヶ瀬ダムが洪水を

調節している期間は、洗堰を止めて琵琶湖から一滴も水が出ない状態にするという計画になっております。これは現在もそういう計画になってございます。

それから、異常渇水対策は少し概念が違いますが、淀川の場合では記録に残っている中では昭和 14 年から 15 年の 2 カ年というのが最も水が足りなくなった状態でございます。その状態が今来たとしたらどうなるのかということで、今、渇水に対しては琵琶湖と、それから木津川や桂川にあるダムの利水容量と不特定容量を組み合わせで運用するわけですが、ダムは空っぽになったら終わり、それ以上補給する方法はない。琵琶湖は、水位を下げればいくらかでも下がるわけですが、環境面等を考えて琵琶湖の平均水位から - 1.5m というところまでしか下げない。ダムが空っぽになって、最後に琵琶湖が - 1.5m を切らないようにしておく最後の容量が異常渇水対策容量です。いろいろな工夫をしてもその容量が何らか必要になるので、異常渇水対策容量を確保する。これを丹生ダムにあらかじめためておくか、琵琶湖の水面をその分上乗せして高く用意しておくか 2 つの方法があって、そのどちらがよりよい方法かはこれから調査、検討をして最終的に決定するという計画にしております。

(委員)

さっきおっしゃった話で、河川整備基本方針では基本高水が 17,500m³/s で、その上で洪水調節施設等では 5,500m³/s という数値の配分だったと思ったのですが。

それから、河川整備計画完成の概ね 30 年後においては、戦後最大規模洪水を安全に流下させるためにダム等を整備するスタンスとお聞きしたが、この大戸川ダムと天ヶ瀬ダムについては、施設としても将来のフルスペックの整備を整備計画完成の段階で行うという理解でいいのでしょうか。

(事務局)

天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダムにつきましては、宇治川筋の洪水調節施設としてはこの 2 つと基本的に考えております。フルスペックという言葉がどうか分かりませんが、これで基本方針上位置付けられている洪水調節機能は果たせるようにしております。戦後最大との関係でございますけれども、最低限度戦後最大は守ろうということであって、それ以上のものになる部分にはそれはもちろん構わないわけです。ダムについては一度つくととなると最終的な形のものになる。水系全体の中で支川をせめて最低限度戦後最大まで持っていこうとすると、これだけのダムはこの整備計画期間中につくっておく必要があるということでございます。これでよろしいでしょうか。

(事務局)

17,500m³/s の話でございます。ここで 500m³/s 差が出てきています。混乱を避けるためにあえて説明では端折っていたのです。淀川の河川整備基本方針は工事実施基本計画を踏襲していると申し上げましたが、17,000m³/s の洪水を 12,000m³/s に絞って河道もつくるとした上で、それが全部達成できた段階では、琵琶湖だけ洪水の最中に全閉されているという、滋賀県だけが痛みを抱えるという状態も解消すべきだということで、

下流の安全が確保された上で少しは琵琶湖から流れ出すような計画を、さらに将来の計画として持っております。そのときに琵琶湖から流れ出す量が概ね 500m³/s。ですから、この 500m³/s は今の洪水調節を考えている施設以外に、別途洪水調節施設を用意して守るということになります。

(委員)

この河川整備計画策定に当たって淀川水系流域委員会からの意見書の中身と今回の計画はちょっと違うような感じがする。一体どういう視点が違ってそうなるのかというようなことをお聞きしたい。それともう 1 点、余野川ダムのところ。ほかのダムについては自然環境の保全というような問題がきちんと書かれているけれど、余野川ダムに関してはダムをつくらないのであるから、結局自然環境はそのまま残せる。残るという意味では特に書かなくて良いのかもわからないけれども、ここの自然環境は非常に重要な植物とか昆虫がたくさんいますので、何も書かないというのはちょっとおかしいのかなと。計画が一応中断するけれども、その自然環境の保全自体は今後続行するときに向けても、やはりもうちょっとやっておかないといけないのではないかなという感じがしました。

(事務局)

環境、治水、利水を総合的に検討しようということについて、流域委員会から御意見いただいているところです。基本的な方向性は、流域委員会も私ももほぼ同じ方向を向いているというふうに思っております。ただ、実際に取っていくべきアプローチの中でやはり異なる面がございまして、今重要であることを指摘されても、例えば十分にデータがないとか、費用がかかり過ぎるなどで、直ちに実施しようとしてもなかなか難しいことがあるほか、技術的なものがまだ確保されていないということがあってできないという面で、我々もそっちへ向いていきたいけれども、すぐに実現できないということがございます。

また、治水の面でも、安全にするということについては同じ方向を共有していると思うのですが、我々としては、堤防を強化することでその水位を低下することの代替にはならない、やはり、安全を確保するためには水位を下げて対処するべきではないかと考えております。そこが考え方として違っていたというふうに思います。

(事務局)

今の御質問は、非常に自然環境が豊かなところで、いわゆるそれをどう維持していくのかということと、再開するまでの間にどういう管理をするかというお考えだと思います。

近隣に水緑の大阪府の区画整備事業が行われており、いわゆる里地とか里山を管理しようという向きもございまして、今度新しく小中一貫校として学校ができてございます。こういうところの協力を得て、既に工事で移植した希少種もございまして、こういうものを少しずつでも高いところに移植していくとか、種をとって増やしていくとか、そういうことを周りの皆さんの協力を得て何とかやっていきたいと考えてございます。

それと、自然環境。ここの場所につきましては、昔からの炭を焼いていたというようなことで、雑木を切って、それがまた大きくなって、それをまた 10 年後ぐらいに切るとい

うふうな、持続していくような環境にあるということですので、こういうものにつきましても、できるだけ持続可能なような現実的な方法を、今後地元、NPOなんかも含めまして御相談していきたいというふうに考えてございます。

(事務局)

委員会の中ではいろいろな意見がございまして、すべてを代表してお伝えすることはなかなか難しいので、河川管理者の立場からどう見えているかということで説明させていただきました。

(委員)

どういう場合でも河川の氾濫が起こらないとしたら理想だけれども、そこまで過大な予測をしてダムをつくる必要はないのではないかというような意見はないのですか。

(事務局)

まだ流域委員会としては、ダムが要る、要らないという最終的な判断はなされていない。河川管理者の説明を聞いている限りでは、ダム事業実施について適切であると判断できないという難しい表現であり、やはりダムは必要ではないかとか、堤防を強くすることで対処が可能であるのではないかというふうな意見が出ていたところです。

それに対して我々は、絶対に壊れない堤防ということはありませんので、それに対してはそれだけに頼るような形で進めるのはよくない。堤防も強くするけれども、やはり水位を下げていくこともあわせて実施していくことが必要ではないかということをお話しして、御理解いただくように努めているところです。

(委員)

長野でも脱ダムということでストップをかけてしまった例があるでしょう。あれはどういうことになるのですか。

(委員長)

長野県などで問題になりましたのは、河川改修でいくというと物すごく大きな幅の川につくらなくちゃならない、現実にそんなことができるのかどうかというような問題はあるにしても、意思決定者としては、そういうことが科学的に言われているとしても自分はやめるということが出来ます。そのかわり問題が起こったときには、意志決定に対して責任をとることが必要です。

(委員)

ですから、先ほど最終意思決定者は誰かと私質問させていただいたわけですからね。そうして理解できる。

(委員長)

国民です。国民の意思を代行している国ですね。

(委員)

なるほど、だから長野の場合は知事が決定権限を持っていたと、こういうことですね。

(委員長)

そうです。

(委員)

さっき整備計画は局長が決定なさるとおっしゃいましたよね。

ちょっと違う視点から言いますと、先生がおっしゃる責任をとれる方という言い方から言いますと、国の支分部局の長という、国民に選ばれたというそういう意味ではない方の決定というのは、ちょっと違和感を覚えたのですが。例えば知事がやるとかやめるとかというのは、知事は県民から選挙で選ばれ負託を受けているわけですから。

(事務局)

このことに対しては、要は国民の負託を受けた大臣の命を受けて局長がつくるということです。ですから、責任は最終的に大臣にあるということです。

(委員)

大阪府知事が、国の優先順位と地方の優先順位が違うので直轄事業負担金という制度自体をなくしてほしいという話をしているわけですよ。恐らく、ダム必要性や河川整備計画が、いかに地元にとって重要なものであるかの説明が十分になされていないという問題があるのではないかという気がするのです。国として地方に負担を求めているわけだから、地方として十分に納得ができるような説明ができていないかどうかが非常に重要なのではないかという感じがするわけです。

やはりその地域にとって利益があるから直轄事業負担金という制度があるはずなので、国が決めればそれを義務として地方が負担をしなければならないという制度になっているという前提の中では、その制度を変えるか、あるいは納得して負担をするかというどちらかしかない。制度それ自体を変えるのはなかなか難しいものですから、やはり地方に対してキチンと説明をするということを求めたいと思います。質問ではなくて要望ですが。

(委員長)

おっしゃるとおりでございます。意見に相違があるならば、話し合って、詰めていかなくては。そのための意見を求めておられるので、それに対して十分にこたえることが必要ですね。

(委員)

自治体との話し合いの中で、アプローチの仕方も変えていかなければならない部分があるかもしれませんが、そこまでの目標を立てなくてもいいのではないかというようなこともあるかもしれないというような判断を住民がすれば、その方向に進むことも将来的には考えていかなければいけないような気がします。

(委員)

河川事業については河川整備計画の策定をもって事業評価を行ったものとみなすとなっている。事業評価監視委員会での評価結果が、どのように位置付けられるのかよくわからないので、教えていただければと思います。

(事務局)

毎年の予算というのは、飲み屋のツケを回すようなことをしているのではなくて、来年度はこれぐらいの事業量になりそうですということを相対前に御説明を申し上げています。幾つかの自治体では緊縮財政ということも具体的にされていますので、それに見合う予算のあり方というものを考えてやっております。各府県が負担できる規模で予算をセツトするような工夫をさせていただいていると思っている。その結果、もともと10年でできるはずだった事業が13年、15年かかるということが現実にも起こっても、それはやむを得ないと思います。河川整備整備計画も30年と言っているが、今の予算が30年続く保証はない。予算が半分になれば60年かかるかもしれませんが、それは30年ということに意味があるのではなくて、概ね30年程度の緊急度の高いものという意味でやっているということです。そういった意味で、直轄負担金をお支払いいただく各府県の知事さんは、意思決定者の重要なカウンターパートであり、河川整備計画策定の手続の最終局面で知事の意見を聞くということになっているのだと思っております。

事業評価の手続きは、本来この事業評価監視委員会で御審議いただく。ただ、河川事業の場合は河川整備計画ができたことをもって事業評価、再評価をしたこととみなすという規定がございます。我々も河川事業については河川整備計画ができた段階でそういう整理をしたいと思っております。今回は河川整備計画策定の手続き中にあるということで、経過の御報告をさせていただいているというふうに考えております。

(委員長)

河川整備計画が策定されたら、それを事業評価監視委員会に報告事項として報告すると。我々はその報告に対して、追認するというような形になっているので、河川整備計画そのものを我々がつくるということではないのです。

一方で、我々は5年ごとに事業評価を行うことになっております。それに基づいて、この淀川水系の5つのダムについてもいろいろ評価をしなくてははいけないと。しかしながら、河川整備計画がもうすぐできるという段階で、これを中止するか継続するかということを決めるのは非常に難しい問題であります。そこで、問題になっているダムについては、本體工を実施しない。しかしながら、今まで計画を進めるに当たってデメリットを受ける人々に対する補償の問題、道路とか地域の整備の問題とか、そういうような事業に関しては、ここでやめるといふわけにいかないから継続するという事務局の御説明ですね。

(事務局)

はい。

(委員)

事業評価監視委員会としては、まだ計画が固まっていない段階で事業を執行するかどうかということを判断しないといけない。基本的には対応策で示していただいていることでいいと思うのですが、しかし河川整備計画がいつまでもできなかつたら、本體工だけを残してあとは全部完成ということがあり得るわけですね。そうすると、我々は何をしているのかわからない。ですから、私としては「河川整備計画を早急に策定すること」という

ことを、この事業評価監視委員会のコメントとして是非つけていただきたいと思っているのですが。

(委員長)

「できるだけ早期に河川整備計画を取りまとめるとともに、適切な事業監理とコスト縮減に努め、円滑な事業執行を図ることとする。」これでは弱いですか。「できるだけ早期に河川整備計画を取りまとめる。」を「取りまとめねばならない」とするののか。

(委員)

「できるだけ早期に」というのは、おそらく以前の対応方針(案)も同じ感じだったんですよね。

(委員)

同じ。

(委員)

事業評価監視委員会としてはどこまでを容認するのかというのが、わかりにくいという気がするんですけど。

(事務局)

前回評価時は、「できるだけ早期に」という言葉はございませんでした。

(委員)

そうですね。「できるだけ早期に」と書いてあるので良いですかね。前と同じ文章ならば少しまずいかなと思って申し上げたんですけど。

(委員長)

とにかく文章よりも早くつくってもら必要がありますね。

(委員)

河川整備計画策定の現状と、あるいはその内容をめぐって、あるいは流域委員会と河川管理者との関係について話がいろいろ出てきているわけですが、できる限り早く河川整備計画をつくって淀川の河川整備を進めていかなければいけないというところは恐らく皆さん異論はないだろうと思うのです。問題はその河川整備計画の内容をめぐってかなりシビアな対立があることです。また、今、関係する府県の知事さんのところに意見照会をしている段階なわけですが、知事さんのほうもいろいろと検討されているし、お考えもある。そういう段階ですから、この事業評価監視委員会において、いたずらに、とにかく計画をつくって、さっさとやってくれという風な言い方までするのはいかがなものかと思います。今、ものすごくデリケートな段階にあるわけです。そういう中で、早く計画をつくらなければいけないということについては共通理解が得られるだろう。さらにもう1つ、河川整備計画に盛り込まれるまではとりあえずフリーズの段階で置いておくということがやはり大事だろうと思います。そういう意味ではここに示された対応方針(原案)は、この委員会としては妥当、適当ではないかと思います。

(委員)

今の話は非常によくわかっているのですが、「調査・検討を継続し」ということは、ダムを建設することを前提とした調査・検討であるのではないかと。河川整備計画がずるずるとまとまらずに、調査・検討が終わった段階で、ダム本体工だけが残っているというようなことになった時に、調査・検討を行った価値があるのかということ、我々はここで判断を迫られているのではないかなと思って、この点を記述するなり、あるいは内容を議論するなりが重要ではないかなという視点で申し上げたのです。

(委員)

大事なのはやはり本体工事に着手せずということ。さらにこの淀川のダムについては、河川整備計画の話が出る以前から既に事業着手の段階にもう入っているわけですから、そういう意味では、早く決着を付けなければいけないというのは確かだと思うし、早く河川整備計画をつくらなければいけないという点でも一致しています。

その上で、これまで続けてきた流れの中で考えると、調査・検討等を継続して、また防災その他必要なものはやっていかざるを得ないというところまでで止めておくしかないだろう。それからどうするかというのは、やはり河川整備計画できちっと判断をしていただきたい。それが計画をつくる責任だろうと理解をしています。

(委員長)

2つの御意見に対して他の委員はどう思われるか。

(委員)

対応方針(原案)で。

(委員長)

計画というのは一つの目標を示し、その目標に向かってそれを達成するため、皆で努力しようということであるから、知事さんとキチンと合意を得られるような計画を早く作っていただきたいと思います。

(委員)

私が申し上げたのは、流域委員会に対する注文として、一時も早くまとめてほしいということ、事業評価監視委員会としては是非ともお願いしたいということ。

(委員長)

それは独立した委員会同士で、こっちの委員会があっちの委員会に対して言うことはできないのです。

(委員)

そうでないと、我々は事業として評価しているわけですから。

(委員長)

だから、事業として評価して、国交省に申し上げること。流域委員会に対してはどうこうは言えない。

(委員)

国交省に早くと申し上げたい。

(委員長)

いかがでしょうか、ほかに何か。

(委員長)

では、よろしゅうございますでしょうか。

なかなか難しい問題ではございますが、審議の結果、「大戸川ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開発事業、猪名川総合開発事業、川上ダム建設事業、丹生ダム建設事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、「淀川水系では、学識経験者、関係自治体の長及び関係住民の意見を聴いた上で、6月20日に河川整備計画(案)を作成し、現在関係府県知事に意見照会を行っているところであり、できるだけ早期に河川整備計画をとりまとめるとともに、適切な事業監理とコスト縮減に努め、円滑な事業執行を図ることとする。なお、河川整備計画が策定されるまでは、本体工事に着手せず、調査・検討等を継続し、また、当面地元の地域生活に必要な道路や防災上途中で止めることが不適当な工事のみ行う。」との対応方針(原案)のとおりでよいと判断されるとしてよろしゅうございますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、以上のように決定させていただきたいと思います。

この淀川水系の5事業につきましては、これで審議を終了いたしますが、淀川のダム事業の再評価は、河川整備計画が策定されたことをもって事業再評価を位置付けるというようになっておりますので、河川整備計画が策定された時点において事業再評価を位置付ける旨を、事業評価監視委員会に報告をお願いしたいと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

河川整備計画の策定経過を踏まえて、河川整備計画をもって事業再評価を位置付け、その旨を事業評価監視委員会に報告してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

(委員)

今まで地すべり対策をやっておられて、また 2 つ増えて精査等されて、また増えるということはないでしょうね。全体にわたって精査されたと聞いているので、それをあまり危惧する必要はないと思っておりますけど。

また、それに伴って事業費がどんどん膨れあがってきているのだけれども、どこがどういう形で負担していくことになっていくんですか。地すべり対策事業費の追加工事となれば、すべて直轄が面倒をみると理解しておけば良いのですか。それとも利水者等で負担額が配分されていくような仕組みなのか。この周辺の自治体は財政が大変だと思うので、そのあたりの調整はうまくいくのかどうか。

それから、河川整備基本方針はものすごく早くできたと思うけれど、河川整備計画がまだ策定をされていない。そのあたりの事由を教えていただければありがたいなと思いました。

(事務局)

地すべり対策については、白屋地区の地すべりを受けて、貯水池の斜面全体について専門家の方を交えて再評価をさせていただき、白屋地区の知見、ほかの要素も含めていろいろ見ていただきました。その結果、迫地区、大滝地区でも同様な地すべりが懸念をされるため、地すべり対策が必要という提言を受けて、この 2 地区について今年度から地すべり対策工事を行っております。これで最後にして、できるだけ早く完了をしていきたいと考えております。

事業費についてでございますが、今まで計 6 回事業費を改定してございます。先ほどの大滝・迫地区の地すべりについて平成 24 年度の完了年までの一時的な経費も含めて、すべて基本計画の最終的な事業費に入っている。要するに、この 3,640 億円が最終の事業費であると思っております。

これは、国土交通大臣の公示でございまして、関係省庁の協議を踏まえているとこととでございます。特定多目的ダム法に基づく建設事業でございますので、ユーザー、利水者の方の負担が必要でございます。これについてはコスト縮減、早期完成等の意見を付された上で、御了解の文書をもらっているもので、それらの方々と費用を分担しながらやっていくことになってございます。

(事務局)

紀の川の河川整備計画の策定の作業状況でございますが、流域委員会につきましては、平成 13 年に立ち上げまして、いろいろと審議をお願いしてまいりました。最近では、平成 18 年 11 月に第 20 回委員会を開催してもらいました。その場で、概ねの整備内容等につきまして、了解をもらっておるところでございます。それを受けまして、我々において河川整備計画の原案を作成しているところでございます。

(委員)

便益のところに残存価値が141億円あって、それを年平均被害低減期待額に入れて総便益を出しているのですね。こういうルールなので仕方ないとは思いますが、残存価値を便益に入れることが果たしてどうなのか。何か残っているからということで便益に入れてしまっていいのか。何か売却できるとかという話にならないので、どうなんだろうなと思います。

(事務局)

御意見はわかりました。

(委員長)

便益の算出の仕方については、いろいろ御意見があろうかと思いますが、一応マニュアルに従って算出していることなので。

(委員)

また改めてで結構ですから。

(委員長)

改めてね。しかし、伝えてくださいよ。私も度々意見を言ってきたから、この問題。

(委員長)

ほかにございませんか。

(委員)

ない。

(委員長)

それでは、審議の結果、「大滝ダム建設事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針のとおり継続でよいと判断されるとしてよろしゅうございますでしょうか。

(委員)

異議なし。

紀の川大堰建設事業にかかる審議について

(委員長)

何か意見、質問等はありませんでしょうか。

(委員)

特にございません。対応方針(原案)どおりで結構だと思います。

(委員長)

よろしゅうございますでしょうか。

他に御意見もないようですので、審議の結果、「紀の川大堰建設事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断されるとしてよろしゅうございますでしょうか。

(委員)

異議なし。

以 上